

# 1 議 事 日 程 (第 3 日)

(平成 19 年第 2 回有田川町議会定例会)

平成 19 年 6 月 21 日

午前 9 時 30 分開議

於 議 場

日程第 1 一般質問

日程第 2 追加議案について

追加日程第 1 議案第 73 号 財産の取得について

追加日程第 2 議案第 74 号 財産の取得について

追加日程第 3 議案第 75 号 財産の取得について

追加日程第 4 議案第 76 号 財産の取得について

追加日程第 5 議案第 77 号 平成 19 年度 簡水 2-1 号 吉原地区簡易水道施設整備工事の請負契約について

追加日程第 6 議案第 78 号 平成 19 年度 公下第 6 号 一ツ松工区管渠布設工事 (第 7 工区) の請負契約について

追加日程第 7 議案第 79 号 平成 19 年度 金屋中学校地震補強・大規模改造工事の請負契約について

追加日程第 8 議案第 80 号 平成 19 年度 金屋中学校地震補強・大規模改造 (電気設備) 工事の請負契約について

追加日程第 9 議案第 81 号 平成 19 年度 金屋中学校地震補強・大規模改造 (機械設備) 工事の請負契約について

## 2 出席議員は次のとおりである (26 名)

1 番	尾 上 武 男	2 番	増 谷 憲
3 番	堀 江 眞智子	4 番	亀 井 次 男
5 番	東 武 史	6 番	細 東 正 明
7 番	田 中 良 知	8 番	岡 省 吾
9 番	前 勢 利 夫	10 番	湊 正 剛
11 番	佐々木 裕 哲	12 番	森 本 明
13 番	横 畑 龍 彦	14 番	殿 井 堯
15 番	浦 博 善	16 番	林 道 種
17 番	坂 上 東洋士	18 番	楠 部 重 計
19 番	新 家 弘	20 番	西 弘 義
21 番	中 西 正 門	22 番	中 山 進
23 番	竹 本 和 泰	24 番	大 岡 憲 治
25 番	橋 爪 弘 典	26 番	森 谷 信 哉

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

11番 佐々木 裕 哲 17番 坂 上 東洋士

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町 長	中山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
清水行政局長	保 田 永一郎	会 計 課 長	浜 田 文 男
総 務 課 長	須佐見 政 人	企画財政課長	山 崎 正 行
総合業務課長	高 垣 忠 由	消 防 長	片 畑 昌 宙
福 祉 課 長	東 敏 雄	環境衛生課長	河 島 一 昭
住 民 課 長	星 田 仁 志	税 務 課 長	赤 井 康 彦
情報管理課長	水 口 克 將	建 設 課 長	中 西 一 雄
産 業 課 長	中 島 詳 裕	地籍調査課長	下 西 隆 雄
水 道 課 長	山 本 満寿典	下 水 道 課 長	中 井 勇
教育委員長	鈴 間 稔	教 育 長	楠 木 茂
学校教育課長	岩 本 良 憲	社会教育課長	平 内 竹 信

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長 本 下 浩 久 書 記 池 尻 ひろ子

## 8 議事の経過

開議 9時30分

### ○議長（亀井次男）

おはようございます。

ただいまの出席議員は26人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。

…………… 日程第1 一般質問 ……………

### ○議長（亀井次男）

日程第1、一般質問を行います。

昨日に続き、一般質問を行います。

…………… 通告順12番 15番（浦 博善） ……………

### ○議長（亀井次男）

昨日の15番、浦議員の2回目の質問に対しての当局からのご答弁をお願いします。

副町長、山崎君。

### ○副町長（山崎博司）

おはようございます。

昨日の浦議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、今回、地籍調査業務の指名業者を選定するに当たり、この審査会のあり方ということが問われているわけでございます。この件につきましては、指名業者を選定するには、やはりその業者の実績、あるいはそういう実力ということ、いろいろと勘案して決める、これは一番大事なことでございまして。

この至るに、背景、浦さんもいろいろとご質問いただいておりますけれども、実は5月24日に、浦議員さんがジオテクニカルの前請業者であった写測エンジニアリング株式会社本社の営業本部長、また和歌山支店長、それから同僚議員3名とともに町長室へ来られました。これについては、写測エンジニアリング株式会社は、今、国土地理院の方で指名停止を受けているということの説明だったと思います。そのことについて、ジオテクニカルというところの今度は新規参入があったわけです。これについては、清水の地籍調査課において十分な実力、実績があるので、当然、業者に認められないかんとということで推薦がございました。それがまあ経緯でございます。それについて、浦議員さんの方からいろいろと質問をいただいたという経緯がございます。

以上、そういうことを先に申し上げまして、昨日の質問にお答えしたいと思います。

質問事項ですけど、まず要点をまとめてございますが。

指名業者を決めるに当たり、仕事のあるときだけ事務所を借りているような業者を地元業者と呼ぶのか、というご質問であろうかと思いますが、これは呼べないと思ってございます。

それから、入札資格申請書、いわゆる指名願いですが、これについて、資格審査の段階で口頭で確認したとのことであるけども、やはりそういう意味で確認審査することは、住民の理解を得られないのではないかと、そういうご質問であったと思います。

これについては、資格審査申請書で確認しがたい場合は、その都度、必要に応じて調査をすることとしております。本件の場合も、審査会の前日、5月15日に出向に資格があることを確認してございます。それからまたその後、書面で出向契約書の写しにより確認をしてございます。

それからまた、有資格者が出向社員でも十分とするが、出向元の会社が所在の確認ができない、会社が存在してないのではないか、というようなご質問であったかと思いますが。これには、調査によりますと、出向元は有限会社国土テックという会社でございまして、平成19年4月1日づけで社員の出向契約はされてるわけでございます。会社がなかったということについては、平成19年5月中旬、国土ホールディングスに統合、合併されており、5月21日に登記済みであるということを確認してございます。

それから、4点目のセキュリティの件でございまして、個人情報の保護が無防備ではないか、というご質問であったかと思いますが。これについては、審査の段階では、この項目については、すべての業者に審査項目の対象として求めてなかったのでもございますが、個人情報、またすべての情報については、これは業者の責任において、3守秘義務というのは、これ契約事項に定められるものと思ってございます。

それから業者の指名の基準、これについては、入札資格審査会の基準としてですね、審査の段階では1つ、県内、また場合によって有田郡市内に事務所または営業所を有しているか、2つ目として技術・能力面で問題はないか、あるいは3つ目で資格業者であるのか、また実績があるのか、営業活動をどの程度しているのか、そういう点について審査基準をしているものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（亀井次男）

15番、浦君。

○15番（浦 博善）

15番、浦です。

なぜ、25日に私と写測エンジニアさんとが町長室で説明をした話がこの場で出てくるのか、意味がよくわかりませんが、そういうことを言われるのなら、私もきちんと説明させていただきます。

当初、私がいろいろこの件について話を聞かせてもらった段階では、その写測エンジニアがジオテクニカルに仕事を丸投げしていたと、そういうふうなことがありましたので、そのジオテクニカルが、丸投げを全部して仕事をしているので特に仕事については問題がない。また、丸投げをしていた写測に対しては、そういうことをしていたというペナルティの意味もあり、今回、指名をはずした、そういうふうなことを聞きました。それは、しかし公式の場所で私も聞いたわけでないので、こういう議場の場で言うべきことじゃないと思ひまして、今までは、あえて発言を控えておりました。

そういうふうな疑惑がありましたので、私自身がその元請会社に直接電話しまして、私はこういうふうな状況をちょっと耳に入れたんですけども、その事実確認をしたいんだということで、その写測エンジニアという元請会社に電話いたしました。そうすると、その写測エンジニアという会社は、「全くの事実無根であります。そういうことは一切ございません。まず、書類でもって証明させていただきます」ということを言われまして、私のインターネットの方へメールで返答いただきました。それについて、「私はこの書類を見た上である程度理解できますけども、それをあなたたちは堂々と説明できますか」って聞いたところ、「ぜひ、そうしたい」と言われましたので、「それでありましたら、僕のような一個人に状況を説明するのではなく、そういうふうな疑惑を持たれていることは確かなんで、それに対して責任ある方にきちんと説明した方がいいんじゃないですか」ということを申し入れたところ、「ぜひともそうしたいので、どうか浦議員さんお立会いのもとでお願いできますか」と私が逆に頼まれましたので、それで町長にアポをとりまして、説明をしてもらうようなことになりました。

それについても私1人でこういうふうな状況に臨むのは、また後で、いろいろな問題もあることも考えられましたので、同僚議員さんにもお願いいたしまして、3名の議員さんに同席をしてもらっております。そういう事実は確かにありましたけども、それは別にこの場で、私のこの質問に対して何も問題ないことだと思いますけども、あえてそれをこの場で言われる副町長の意図が、また私にはわかりません。

そしてもう1つ。地元業者でないということはきちんと認められたのでありますけども、今までは十分、地元業者と言われてたんで、それについては、

ひとつ私も解決はしたんですけども、それについても、やはりこの地元業者を私が調べる上での、あまりにもこの業者の対応の不適切さというのは残ると思います。私が、この事務所を見せていただきたい、またこの所長さんと会わせていただきたいと再三申し出ていますが、もう3日ぐらいたちますけども、まったく返事がありません。多分、もうこれから先もないと思います。これは、もし執行部の皆さん誰かがこの会社に申し入れたら、すぐ事務所を見せてもらえて、直接、所長さんとお話できるのか、それはどうか知りませんが、私たち議員というのも、やはり執行部の一員であります。またチェック機関であると私も思っております。そういう議員の申し入れに対して、全く拒絶するような業者というのは、本当にこういう業務に参加する資格のある業者かどうか、ということに今はもう大きく問題点がかわってきてますので。まあ地元業者でないと言われた以上、もうこれは地元業者として指名に入れるという意味もある程度なくなってきたと思いますけども。そういう業者の不適切な対応ということについても答弁をお願いしたいという思いがあります。

また、審査会における口頭確認ということで、口頭確認は認めますという、まあ答弁だったと思います。一応、原則は書類ですけども。まあ、状況に応じてその度、口頭で確認することもあるというふうに副町長は申されましたけども。やはり、あくまでも審査会というのは、書類審査が原則だと思います。例え、口頭で確認する必要があった場合でも、その口頭で確認したことは直ちに書面で取り寄せて、その取り寄せた時点で、資料がそろった時点でもう一度審査会を開く、そういうふうな手続きを踏むのが当たり前やないですか、という私の質問だったと思うんですけども。それについての判断は、これ今、昨日からも言うてますように、公共事業の品格を定める、こういう法律もありまして、その法律に対しても違法行為じゃないかという懸念もあります。一度そのへんについては、私の一個人の判断じゃなく、議長様を初め議員さん皆さんらの判断も仰ぎたいという項目になってきていると思いますので、そのへんについての今後のまあ審査会の運営方法、また、このたびの審査会のあり方ということが、これ違法なのかどうか、有効なものかどうかということもあわせて、もう一度確認した上で、慎重に答弁をしていただきたいと思います。

そして、出向社員契約、これですけども、副町長は固有名詞がどんどん出てきますので、私もあえてこういう議場の場で特定の業者の名前を出すのはどうかなと思って今までずっと控えてたんですけども、もうあえて言わせていただきます。確かに国土テックという会社とジオテクニカルという会社の間で出向社員の契約が結んでおられました。その出向契約の契約書も私手書きで写して一応控えて持っております。その控えの住所をもとにここに電話したところ、先ほど副町長言われましたように、5月の中旬に撤退して、ひとつの統合会社

として国土ホールディングスという会社になったという事実は伝えていただきました。しかし、こういう事実というのは、恐らく6月の5日にそのジオテクニカルがうちの町に書類を持ってきた時点で、そのジオテクニカルは十分わかっていたはずで、わかってなかったらおかしいと思います、それは。大事な社員のやりとりやってる契約書ですから。そういうふうにな名前も場所も変わっているということが、事前にわかっている契約書を証拠書類としてうちの町に出したということが、非常に大きな問題じゃないのかということをお私に言わせてもらってるわけです。結局、そういうふうな、もうそれは明らかに虚偽の契約書だと思います。契約書にきちんと住所・名前が載っていて、それが明らかに、もう既に違ってるということがわかっているのならば、それをきちんと訂正した契約書を持ってこなければ、虚偽申請をしたと言われても何らおかしくないと思います。言われるべきだと思います。

これは副町長、きょう私に、こういうふうなことがありましたという報告をする以前に、こういうことがあったことをそのジオテクニカルという会社に行行政指導しましたか。そういう手続きがまず踏まれてなければおかしいんじゃないかと思います。ただ、後で尻拭いの書類が出てきました、確認しました、大丈夫でした、そんなことばかり僕は聞きたいわけじゃありません。それ以前に、きちんと行政として業者に法律にのっとった指導をしていくべきじゃないかと。それが全くなされてないということを僕は問題視してるわけです。

そして、最後のセキュリティの問題に入ってきますけども。

先ほど副町長は、セキュリティについての対策は今回の指名願いの対象ではなかった、こういう答弁でありましたので、これが僕が1回目、一番最初に質問したときの答弁であれば、僕はこれで何ら問題はなかったと思います。まあ、何ら問題ないというのはちょっと言いすぎかも知れませんが、やはりセキュリティというのは、非常にまあこれから対策をとっていかねばならないことですが、ただ、確かに大手のそれを専門としている会社は、こういうことはもうきちんとされてます。しかし、和歌山県内の小さな測量会社というのは、なかなかそこまでは万全の態勢をとれていないので、そういうとれていない業者もたくさんいることも事実ですので、それを全部線を引いてしまえと言うたら、僕も県内業者排除せえというようなかたちにもなってきますので、それについてはある程度の状況判断というのは、それは仕方ないということは私も理解した上で、それでもやはり行政というのは、こういうふうなセキュリティ、住民の情報の保護ということを大前提に考えていかねばならないのではないかとということで、きのうは質問させていただいたつもりです。当初の私のセキュリティに対してどうですかという質問に対しては、執行部、副町長の意見としては、契約書に受託者の責任と書いてある、それでいいというふ

うな回答が返ってきたので、きのうのような、それで本当にいいのかという質問をただけでありまして。こういうふうに審査の対象になかった、そういう回答が当初返ってきていれば、まだそこまでの問題にはなっていないと思います。まあ、その指名した町の責任でもあるということは、昨日認めていただいたので、そういう認識のもとで、これからはこういうふうな方面については非常に気をつけて、慎重に進めていってほしいということは申し入れておきます。

そして最終、では、この判断をどうするかということですが。

ひとつ、今回のこの私の調査において、この業者は地元業者ではないということが判断された以上は、やはり、それとあわせて、もろもろの今まで私が言ってきたような問題点がある、そういう業者に対しては、しばらくの間、町としても調査の期間、またその業者としてもこれから本当にこういう業務に入っていくための準備期間、そういうものを与えるためにでも、しばらくの間、猶予を置いて、次の指名を考えていったらいいのではないかと考えております。

とにかくこのように、一番今回の問題で大きい問題は、やはり口頭で審査会を行った結果、後でいろんな問題が生じてきて、こういうふうな大きな問題へと発展した、また住民の皆さまの誤解を生むような結果を招いてしまった、ということは事実でありますので、それについて、今後どのようにするかということをもう一度真剣に話し合ってもらいたいと思います。また、検討の考えがあるのかどうか、もう一度お尋ねしたいと思います。

また、先ほども言いましたように、このような架空の会社との契約ですね、この契約書で見る以上は。そういうものを出してくる業者、また、その後でいただいた資料の中でもわかるように、社員が大幅に増加しております、当初の申請書より5人の技術員が10人の技術員になっております。そういうふうな大幅な会社の内容の変更があったにもかかわらず、この業者はうちの町に対して変更契約届が出されておられません。そういう事実もやはり重視した上で、何らかのペナルティを与えるべきではないかと思っております。先ほど副町長が言ってくれましたので私も全部言いますが、写測エンジニアという会社は、この前3件発注されましたうちの会社の指名からははずされておりました。それは私も当初聞いたときは、丸投げ云々というふうな情報でも入ってましたけども、実際は、最終的な結論といたしまして、その会社は国土地理院の方で何らかの業務ミスにより指名停止を受けていたと。それによって、うちの町もそれにあわせて指名停止をしたと、そういうふうな事実がそのときに確認されました。私はそれはそれでいいと思います。ただ、やはり一般的に考えて、そこまで厳しい処置をしているのはうちの町だけらしいです。それはまあそれでいいとし



でも、それぐらい厳しいやっぱり対応で臨むという姿勢がうちの町にあるんだ  
ったら、これだけの虚偽申請、また手続きの不適切な業者、また町会議員とい  
えども、私たち議員に対しても全く無視をするような業者、そういう業者に対  
しては何らかのペナルティ、これはあって当たり前じゃないかと、公平性を保  
つ意味でも当たり前だと思います。そのへんの判断も、これはもう町長、町長か  
らどうか答弁願いたいと思います。

そして、私もこれだけのことを今議会で言わせていただいた以上は、まだ自  
分は十分この会社に対しての信頼感はありません。多分、同僚議員の皆さまも  
ほとんどそうだと思います。ですから、この業者をまた今度指名に入れて進め  
るというのなら、それなりの、みんなが納得するその態勢、また資格者、そう  
いうものわかる資料を渡していただきたいということをお願いいたしまして、  
私の最後の質問といたします。

○議長（亀井次男）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 9時51分

再開 11時16分

~~~~~

○議長（亀井次男）

再開いたします。

浦議員の3回目の質問が終わりましたんで、きちっとしたご答弁をお願いし  
たいと思います。

副町長、山崎君。

○副町長（山崎博司）

浦議員さんの最後の質問にお答えしたいと思います。

審査委員会といたしまして、指摘いただいた項目なんですが、事実の変更あ  
るときは行政指導をするとか、また口頭処理での審査、これをやめて書類審査  
を原則とする、こういうことについて、今後改めていきたいと思います。

○議長（亀井次男）

——暫時休憩します。

~~~~~

休憩 11時18分

再開 11時19分

~~~~~

○議長（亀井次男）

再開いたします。

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

浦議員さんのご質問にお答えをします。

審査会の報告については、私も全面的に指示をしたということで、ただ、その中に浦議員さんのご指摘のあったような、非常にこう不備な点が、ご指摘をされました。今後ですね、早急にそういうことについては、きちっと精査をして、二度とご指摘をいただかないように、きちっとやっていきたいと思ひます。

○議長（亀井次男）

以上で、浦博善君の一般質問を終わります。

…………… 通告順 13 番 10 番（湊 正剛） ……………

○議長（亀井次男）

続いて、10番、湊正剛君の一般質問を許可いたします。

○10番（湊 正剛）

ただいま、この議場において議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

通告のとおり、毎回同じような質問でございますが、有田川・鳥尾川の河床の<sup>しゅんせつ</sup>浚渫と堤防強化についてであります。この質問は、私で今12年目で、毎回複数の方が相前後して同じ関連質問をしましてまいりました。その点については、町長もよくご存じかと思ひます。

<sup>しゅんせつ</sup>浚渫の件ですが、高速4車線化に伴う条件として、40年ぶりに有田川の<sup>しゅんせつ</sup>浚渫が昨年より可能となり、田殿大橋の上下流において、5万5,000平米の中で1万6,000立米の<sup>しゅんせつ</sup>浚渫と、そこから引き続いて川を挟んで上流の1万3,000立米、それから、田殿橋の下流で4,000立米の<sup>しゅんせつ</sup>浚渫を行って来ております。まあ、これも当局の努力と今、後ろにおられる議長らの努力によって可能になりました。しかし、まだ相当な堆積になっておりますので、今後その対応として当町の考え、計画をお聞きしたいと思ひます。

それから、丹生橋の下流から有田市へかけて、ものすごい堆積量が多いのと、子供たちもキャンプもできないような状態でございます。これもう一目瞭然、皆見てくれてもわかると思ひますし、まあ町長も漁協の会の一員としてでも川の隅々、堤防まで全部熟知のことと思ひます。まあ、堤防も退化し弱体化してあります。それで昨年、ボーリングしてくれたその結果も、もしおわかりなら、わかる範囲でご回答お願いしたいと思ひます。

それと田殿橋上流も250メートルぐらいかな、そのブロックの補強工事、2期にわたって15年、16年度で、2回にわたって数十メートル補強されて

おりますが、あとまだ200メートルぐらい残って、2年間放ったらかしということとなっておりますが、その点、継続事業でやってくれるかどうか。

それと庄川の河口も昨年、流れやすいようにアセを伐採してくれております。

それから、我々もまあ、有田川・鳥尾川堤防強化促進整備事業の協議会を発足して30年余りたっております。まあ、合併するまでには、助成金という項目も設けていただいておりますが、合併してからそれはもう消滅しております。今回また当局と一緒に、県、国へ陳情することを強力にお願いして、当局の熱意ある方針とか指針を町長よりお伺いしたいと思っております。

それから、さっき言うた堤防のボーリングの件とブロックの亀裂のあるところの延長工事は、もしわかる範囲内で結構ですから、よろしく願います。

これで第1回目の質問を終わります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

湊議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

この件については、もう湊議員さん、毎回毎回ですね、熱心にご質問をいただいております。湊議員さんほかみんなの努力でですね、田殿橋下流についても、だんだんとよくなってきております。その上流については、まだまだ悪いところがあるのは承知をしております。

昭和28年、大水害でこの有田川流域、多くの方々の人命を失ったという悲惨な大水害もありました。やっぱり、ああいうことは二度と起こしてはならないと思っております。

今回の有田川の<sup>しゅんせつ</sup>浚渫についてもですね、何十年ぶりかに田殿橋から下の<sup>えんてい</sup>堰堤のどこまで土砂を搬入していただいております。これでは十分かと言えば、まだまだ十分でないと思っておりますけれども、一応ですね、みんなの熱心さが、この土砂の搬入につながったんだと思っております。田殿橋下流については、19年度で1万3,000立米でしたか、まだ取る予定になっていまして、もう既にこの入札も終わって、取る予定になっております。

今後ともですね、有田川の整備については、これはもう県と国にお願いする以外にありませんので、このことについても国、県に今後とも強力に働きかけていきたいと思っております。幸い、うちの湊議員さんが有田川の吉備地区の整備促進協議会の会長さんもなされていると聞いてますので、今後、協力しながら取り組んでいきたいと思っております。

このことについては、去年も答弁させていただいたんですけども、まずダムの水位を下げてもらうことが結果につながるというか、これは完全的な解決になりませんが、ダムの水位というのも十分。雨季については6月から7

月の中旬まで、あるいは秋の長雨の時期、これについては今までよりか約2メートルぐらい常時水面を下げてください。また予備放水にしましても、ある程度早い時期から放流を始めるという態勢をとっていただいております。ただ、まあ自然の力というのはどんな力があるかわかりませんので、これも完全解決にはならないと思いますが、今後一生懸命にこの問題にも取り組んでいきたいと思っています。

また、県の河川であります鳥尾川についても、これ非常に今、吉備が開拓が進んでる中で、非常にこう近年、増水が急激に増える、ここ3年ほど前も、もう少しで越えるというような、一部の地域の方々にもご避難をいただいた例があります。この堤防の強化も今後一生懸命に取り組んでいきたいと思っています。まあ、今年も<sup>しゅんせつ</sup>浚渫については若干予算をつけて、今後、<sup>しゅんせつ</sup>浚渫を行う予定であります。

それからボーリングについては、課長の方から答弁をさせたいと思います。

○議長（亀井次男）

建設課長、中西君。

○建設課長（中西一雄）

湊議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

ボーリングにつきましては、昨年、JR橋から丹生の中央大橋まで左岸3カ所、右岸2カ所の5カ所において調査ボーリングを実施しております。今、その解析をおこなっているところで、今後、解析が出次第また報告いただくことになっております。それから、その解析が終わり次第、その結果も踏まえて堤帯の強化を図っていきたいという県の意見をもらっております。

以上です。

○議長（亀井次男）

10番、湊君。

○10番（湊 正剛）

はい、湊です。

課長、張りコンのことはわからんの。——わからんかったら、結構です。——ああ、そうですか。

えっと、毎回、振興局へも県へも陳情に当局から行ってもらうんですが、今年は、その日程はお願いできるかな。

それと、いろいろまあ細かい質問はあるんですけども、要望もあるんですけども、その日程がもし可能であれば、もうここで省略させてもらいたいと、このように思います。

それとまあ、今まで議長も何回も数知れんほど行ってきておりますし、まあ、その日また議長も、もしお願いできたら、ひとつ日程を組んでいただけれ

ば、2週間前にまた通知してもらえれば結構かと思いますが。

○議長（亀井次男）

建設課長、中西君。

○建設課長（中西一雄）

県また国への要望につきましては、この7月25日に480号線とあわせて、有田川の改修促進協議会の中で総会を予定しております。それまでに、また県とも話し合いの場を持てるように精一杯努力いたします。

それから、先ほど、ちょっと議員さんの方から張りコンという話がありましたが、一応鳥尾川につきまして、JR橋より下流に向けて、<sup>しゅんせつ</sup>浚渫と別に工事を実施すると、今年ですね、そのように聞いております。

○議長（亀井次男）

10番、湊君。

○10番（湊 正剛）

それであればよ、7月25日に国道480号と有田川の改修と一緒にするってお伺いしたんですけど、それは、また今の現場をいっぺん振興局の河港課の方にも、建設課と来てもらって、そういう日程をセットしてくれるように、お願いしておきます。

○議長（亀井次男）

最後の質問ですが、答弁はいいですか。

○10番（湊 正剛）

ええよ。それはもうね、県への要望やさけね、ここでいろいろ言うても、やっぱり現場を視察してもらって、そこでやっぱり説明させてもらうしか……。

それで結構です。

○議長（亀井次男）

建設課長、中西君。

○建設課長（中西一雄）

今の湊議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

現場へ来ていただいて、河港課と、課長と協議をいたします。できるだけ早い機会にセットできるように努力いたします。

○議長（亀井次男）

以上で、湊君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 11時35分

再開 11時36分

~~~~~

○議長（亀井次男）

再開いたします。

増谷議員の一般質問は、午後1時からいたしたいと思います。

よって、暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 11時37分

再開 13時00分

~~~~~

…………… 通告順14番 2番（増谷 憲） ……………

○議長（亀井次男）

再開いたします。

2番、増谷憲君の一般質問を許可いたします。

○2番（増谷 憲）

午前中に引き続きまして、私、最後の順番として一般質問をさせていただきます。

私は今回、盛りだくさんの内容でさせていただきますが、時間的にはあまりかかりませんので、町長の素直な、まじめな答弁を期待しておりますので、まずよろしく願いしておきたいと思います。

私は、これからの有田川町の将来像を占う上で、一番大事な問題として、合併前に決めた、いわゆるまちづくり計画と、それから今、策定中であります長期総合計画との、この関連性について、まず、ただしておきたいというふうに思います。

長期総合計画は、地方自治法第2条4項で基本構想を作成し、それに基づいて進めていかなければならないとされています。一方、合併後につくる新町まちづくり計画は、合併特例法に基づきます。合併後の市町村は、新町まちづくり計画が、長期総合計画ができるまでの間、いわゆる新町のマスタープランとして機能する計画となります。ですから、第1次有田川町長期総合計画案の中間報告にもありますように、長期総合計画は有田川町の最上位の計画に位置づけられています。新町まちづくり計画には、詳細かつ具体的な内容は長期総合計画に委ねるとしてあります。そうなりますと、合併前に住民説明会等や議会での説明でもありましたように、様々な計画を実行していくと説明されてきましたが、今後この計画が、いわゆるまちづくり計画がどのように反映されていくのかという問題が出てまいります。

旧町の計画を100%生かすと中間報告にも述べていますが、この第1次有田川町長期総合計画中間報告には、長期総合計画と新町まちづくり計画との整

合性や、どのように統一していくかの記述がありません。ややもすれば、知らない間に大幅な見直しが行われる可能性もあると危惧いたしますが、そういう意味で、第1点目として、新町建設計画で具体的に明記されている事業は、3月議会でも私がただしましたが、町長は、これまでの継続事業、それから、いわゆるAランクの事業までということであったように思います。それから、実施計画決定をしていない実施見込み、または構想段階の事業が60%ということも答弁であったように思います。そういうことを踏まえて、これからどのようになっていくのかご説明いただきたいと思います。

第2点目として、このように計画の変更が出てくれば、私は、これまで説明をしてきた町民の皆さんへのご理解を得る上でも説明責任が出てくると思いますが、どのように考えておられるのか伺いたいと思います。

3点目として、具体的に長期総合計画に盛り込んでいく金屋地区や清水地区の実施計画の見通しは、その後どのようになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

次に、2つ目の問題に移ります。

住民税増税などの負担増についての問題であります。

私に送られてきた納税通知書を見て、改めて私自身も驚きました。これは私だけでなく、きょう、ご臨席の皆さん各位も同じようなことではないかと思いますが、私の場合、年税額が13万1,300円、もっと納税するようになればいいんですが、収めることになっています。ところが、去年は約7万円でしたから、約2倍に増えています。私の親父も、調べましたら税額は2倍以上に増える計算になっています。

今、庶民の家計は冷え込んだままなのに、なぜこういうことになるのでしょうか。それは、今年から所得税・住民税の定率減税の制度が全廃されたことによって、いわゆる増税になったからであります。もう一つは、国から地方への税源移譲で、今年から所得税の国税の一部、住民税——これは地方税ですが、移るからです。

定率減税は、所得税額の20%、個人住民税額の15%をそれぞれ税額から差し引く減税措置でありました。住民税は、6月に、住民税の定率減税全廃によって、年間約4,000億円の増税になりました。税源移譲で住民税が年間3兆円増えました。合わせて3兆4,000億円の増税です。

一方、所得税は1月に、定率減税全廃で年1兆3,000億円増税となりましたが、税源移譲で所得税が年3兆円減りました。差し引き1兆7,000億円減っています。このことによって、所得税が減って手取りが増えたこととなりますけれども、これは今年の1月から5月までの期間だけです。

そして住民税が3兆4,000億円増え、所得税が年1兆7,000億円減

ったのですから、差し引きしますと1兆7,000億円の増税が私たちにかかってきたこととなります。

つまり、これらは今の政府の自民党さんや公明党さんによる、定率減税の全廃によって、年間1兆7,000億円の増税が私達の家計へ、私の場合13万1,300円となって出ているわけです。

さらに、昨年6月に実施された低所得高齢者の住民税非課税限度額の廃止による影響もでています。

この定率減税の制度は、99年度の税制改正で景気対策の一環として、大企業の法人税率の引き下げや所得税の最高税率の引き下げとともに導入されました。しかし、今回の定率減税の廃止の理由は、第一に、経済状況が改善したからという理由であります。しかしそうなりますと、庶民だけが増税になって、大企業や一部の大金持ちをそのままにしておくのでは筋が通らないのではないのでしょうか。例えば、大手銀行6大グループの利益は3兆1,000億円を超え、過去最高となりましたが、これらの銀行の法人税はゼロです。また、05年に100億円の所得の申告をした、いわゆる7人の方々の株式等譲渡益の合計は2,000億円でありました。本来の税率でいきますと、納税額は400億円にもなりますが、特例でいまだに恩恵を受けて、税額はその半分の200億円で済んでいます。なんと7人で減税が200億円となります。公正の立場から言えば、これらの税率も元に戻すべきではないでしょうか。

その一方で、庶民の生活実態を知る上で、ちょっと大きくなりますが、OECDの2000年の資料から平均所得以下の人の率の計算したものがあります。日本は全人口の相対的貧困率は15.3%、30カ国中5位にあたります。生産年齢人口の相対的貧困比率で見ますと、アメリカに次いで2位という高さとなっています。むしろ、この減税制度を維持しなければならないのは我々庶民ではないでしょうか。

2つ目の理由は、今問題になっている年金財源の確保にと主張した公明党の追求があったからであります。

さて、今回の増税は、今回だけでなくまだ続きますけれども、有田川町において実際の負担増の試算はどのようにみているのか、示していただきたいと思えます。

また、これらの制度改正で所得が増えていないのに増税となるため、いくら激変緩和措置があるといっても期限があり、いずれ連動して国保税や介護保険料、保育料への跳ね上がりも心配されますが、いかがでしょうか。

これらの負担増は、個人の家計や地域経済にどのように影響を持つと認識されておられるのか、何か対策を講じることまで認識があるのかどうか、この点については後の再質問や再々質問で伺っておく課題であると考えています。



さて3つ目に、昨日も同僚議員が質問いたしました。6月8日、9日の暴風雨、雹被害による農作物や土砂災害への対応について伺います。

6月8日、9日の暴風雨と雹による農作物への被害と土砂災害であります。私の住んでいる松原地区もたいへん大きな被害を受けた1つの地域であります。過去にも竜巻のようなものが吹いて、私どもの地域で人家やみかんへの多大な被害が出て以来の今回の被害であります。

私は、さっそく6月10日に石垣地区を中心に被害状況を見て回りました。これを受けて、明るく日の11日には、中山町長さんとJAありださんに、被害対策についての4項目での申し入れをさせていただきました。その後、この間の果実の傷の広がりなどを見ていますと、この1年はあきらめなければならない状況にあるところが多いのではないかと、昨日の答弁でもそういうことを受けて、つなぎ資金としての融資や、農業共済の活用や加入を勧めるということの答弁がありました。

これを踏まえて言いますと、融資では、県単独融資の生活営農資金や、今、全国で実施され始めている農林漁業セーフティネット資金があります。しかし、いずれも借りたら利息を含めて返済が必要です。また、最近の不況にあわせて、税負担増の中で融資制度にもちゅうちょする方も出てまいります。

現に平成18年11月に、愛媛のある柿の産地で雹被害が出ました。約1000件の農家に出て、そのうち融資200万円が限度で利息が1.4%の制度でしたが、申し込んだ件数は19件しかありませんでした。また、平成17年に山形県内でも雹被害が出て融資の受付をしましたが、1件の申し込みもありませんでした。

改めて、今後このような被害がいくらかでも想定できる異常気象の中で、どういった対応策を考えたらいいのかということになってきます。

町の方針として、地域産業の育成、また農家の現状を考えたら、農業で生活できる施策を考えていかないと、地域産業の衰退として離農や耕作放棄地をつくるだけではないでしょうか。

私は提案したいと思うんですが、この際、新しい支援策として、県や有田郡市の各自治体と農協の広域でみかんや梅、スモモ、キウイ、山椒、花卉など、主要品目を決めて基金を積み立てて、被害が出た場合、一定の基準で農業維持継続的性格を持つ見舞金制度をつくってはどうか、ということをご提案したいと思います。

そして、今後の身近な対応策として、まず1点目としては、雹は年間を通じて6月に降ることが一般的に多いと指摘されています。そういう意味で、気象情報などもつかみながら、被害が出そうな時期への注意喚起の啓発をすること。2つ目として、栽培時期の調節。第3点目として、防雹ネット、

つまり多目的防災網の対応も考えられるのではないかと。約1,000平米で25万円ぐらいだと聞いておりますので、こういうネットへの補助もどうかと思います。そして4点目として、融資制度をあえて活用するということであるならば、利息分も含めて、この部分の町での負担と据え置き期間の設置を含めての実施はどうか、ということであります。

さて2つめとして、修理川地内のこの暴風雨による被害で土砂崩れが起りましたが、これは国道424号線沿いで4カ所がありました。そして通行止めになりましたけれども、県土木や地元消防団の懸命なご尽力によりまして、その日の夜、復旧し、私も通ってまいりましたが、特に、修理川の一番上にある人家が3軒並んでいるところの谷の土砂が流失し、真ん中の家は今は住んでいないけれども、家に土砂が流れ込みました。こんなことは初めてだと言っていました。その後、この谷の土砂もある程度取っていただきました。この箇所は、以前にも土砂流出があったとお聞きしましたが、この谷は、以前は人の背丈ぐらい深かったのが、今ほとんど埋まっています。そういうことも相まって、今回の大量の流出になりました。今年の短期集中型といわれる梅雨時期に備えて、この箇所も含めて、新たな万全な防止策を講じていただきましたと思います。

さて4つ目の問題として、急傾斜対策について伺います。

町内には急傾斜地が多く、特に人家の裏が急傾斜地になっており、いつ落石や土砂が落ちてくるかわからない危険な状態にあります。町もそのことをご理解いただき整備を進めていますが、予算規模が改めて少ない、そのために優先順位をつけて、しかも事業規格に合致したところしか整備されません。これではいくら危険な状態にあるといっても、なかなか進まないのが現状であります。

そんな折、清水の中原地区で民家の裏山が、夜40センチかける30センチ大の石がその方の家の中へ飛び込んできて、危うく命を失うところでありました。また、清水の主要県道美里龍神線の下湯川地区、徳田橋手前付近ではよく落石があり、走行している車や人々にいつ当たるかわからない状況だと言っています。地元では早く対策をとってほしいと要望が出されています。このような危険な箇所の対策をまず求めます。とりわけ、この2箇所については、せめて落石防護柵での対応など検討できないか求めたいと思います。

第2点目に、予算を確保する上で、県や国に対して事業枠を広げてもらうよう働きかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

さて、5つ目の問題として、コミュニティーバスの運行について質問します。

コミュニティーバスが実施され、現在吉備地区1路線、金屋地区5路線、そして清水地区では、福祉バス運行にかえて地域と行政局や出張所、医療機関を結ぶ13路線が運行されています。これまで公共交通の手段がなかったところへの運行ですから、地元からはたいへん喜ばれています。その一方で、この間

の運行の推移をお聞きする限りでは、吉備と金屋の各1路線が低迷し、今後の運行も危ぶまれる状況にあると聞いています。また清水の楠本地区でも、和歌山へ行く便がなくなったものですから、不便になったという声も聞いています。

さて、これまで平成18年5月から平成19年3月末までが試行運行とされてきましたが、その後、正式な運行としてなっているのか、そして新たに増えた清水の路線も入れて、その試行運行から本格実施の運行についての成果と課題についてご説明をいただきたいと思います。

第2点目として、現在のところ週1回の運行であり、週2回以上の増便や、さらに他の路線との連絡等で利用増を図るための利便性の向上を求めたいが、いかがでしょうか。

最後の質問に移ります。

道路整備の進捗状況と側溝対策についてであります。

金屋地区において継続事業になっている町道や農道の整備の問題についてですが。

まず第1点目として、糸野地内から中野地内の国道424号に合流する市場バイパスの今後の計画について、どのような見通しになっているか明らかにしていただきたい。

第2点目として、道の駅ふるさと館前から国道424号の合流点までの中井原中央線も、約300メートルが未改良のままになっていますが、今後の見通しについてはどうか。

第3点目として、町道松原川口線の松原、前川橋から川口地区までの改良で未改良の部分が現道の改良でいきますと約2600メートル、トンネルでの改良でいきますと約1200メートルとなっています。今後の計画でいえば、事業費を抑えた計画でいきますと、トンネルでの工法になろうかと思えますけれども、今後の見通しについて明らかにしていただきたい。

4点目として、町道歎喜寺松原修理川線、尾和田・滝の原区間約800メートルが現在幅員2.2メートルのところ約700メートルもあり、軽自動車も対向できません。地元の長年の要望でもあり、やっと用地の測量の同意もいただいたところであります。整備に当たっては、これまで公共でやってきた規模の拡幅ではなくて、普通車が行き来できる幅員の整備で求め、事業費も大幅に下がると思いますが、いかがでしょうか。

最後の第5点目として、町道塔の峯線、明恵峡温泉第2駐車場付近の側溝対策であります。温泉ができるまでは、第2駐車場の付近は谷になっていました。谷へ雨水が流れていました。しかし、第2駐車場ができて、その付近につけた側溝が狭く水を飲まなくなり、町道側へあふれて流れるようになっています。付近の住民からは「早く何とかしてほしい」、こういう声が寄せられています。

町道の上の方から側溝をつけてくるか、現側溝の改修など、早急に対策を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

これで第1回目の質問を終わります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

増谷議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、新町建設計画と長期総合計画の関係はどうかという質問でありますけれども。

旧3町では、平成22年度までを目標年度とする長期総合計画が策定をされてきました。それぞれの旧町で取り組んできていた中で、合併に当たり、合併協議会において新町が目指す将来像、まちづくりの協議方針が定められたものが新町まちづくり計画であります。合併後は、新町としての基本構想を定めなければなりません。そのため新町まちづくり計画の将来像を基に、有田川町のまちづくりを推進していくため中・長期的な視野にたった基本的指針として、有田川町第1次長期総合計画を策定いたします。

新町建設計画の中身は、長期総合計画にそのまま移行されるのかというご質問でありますけれども、長期総合計画の中身については、新町まちづくり計画の将来像である3つの基本理念、「やすらぎのあるまちづくり」、「快適なまちづくり」、「生きがいのあるまちづくり」、それと6つの基本方針、「穏やかでやすらぎのある、心豊かなまち」、「地域の特性を活かし、多様な産業、観光・交流機会のあるまち」、「自然と共生し、快適に暮らせるまち」、「地域と一体となり、新しい時代を創造するまち」、「ふれあい、学びあい、生き生きとした暮らし育むまち」、「住民参加とさまざまな交流により開かれたまち」をもとに策定を進めていきたいと思っております。

次に、計画の変更があれば、計画ができるまで住民への説明責任はどないするのかということですが、総合計画については、諮問機関としては住民の代表30名から成る総合計画審議会を中心に進めていきたいと思っております。新町まちづくり計画の内容に変更が生じてくる場合は、地域審議会への諮問を行いますが、長期総合計画の作成に当たっては、新町まちづくり計画の基本理念と基本方針をもとに策定を進めておりますので変更はございません。

4番目に、当面、金屋・清水地区の実施計画の見通しはどうかということですが、総合計画策定後に実施計画を策定していきます。現在、実施されている事業から計画が成熟したのもので、3カ年のローリングで策定をしていきたいと思っております。金屋・清水地区についても、成熟したも

計画して実施をしていきたいと思っています。ただ、ここへ来て、もう皆さん方ご承知のとおり、うちの経常収支比率も94%ぐらいに18年度はなるという中でですね、非常にこう、そういった中でまた国は新たな4つの判断基準を示してきた。それと同時にですね、計画になかった急を要するもの、例えば、金屋中学校の耐震設計による改築、あるいは吉備中学校、安諦中学校、こういうものが、早急にやらなければならないものが、その間にまた入ってくるということで、やっぱりこれは計画に基づいて、できるだけ忠実に実施していきたいと思っていますけれども、やっぱりある程度、そこたりの国の方針も踏まえながら慎重にやっていく必要があるのかなと思っています。

それから、住民税増税などの負担増についてということでもありますけれども。

住民税の試算についてであります。税源移譲により、平成19年度個人住民税の所得割の税率が3段階の税率から一律10%、内、町民税6%、県民税4%の比例税率となっています。税改正前とどのように変わったかを比較するには、平成18年度の課税標準額ベースにしか試算できませんけれども、試算した結果では、町民税で約2億円の影響額になると見えています。また、税源移譲による所得割の税率改正と同時に、定率減税が平成19年度から廃止になりました。これによる影響額も平成18年度をベースに試算しますと、約4,000万円の影響額になる見込みであります。

それから、国民健康保険税、介護保険料、保育料への影響についてでありますけれども、結論から申し上げますと、いずれにも影響が出ることはないと考えています。まず、国保税についてであります。国保税は所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯平等割額の合算額となっております。このうち、住民税が影響するのは所得割額です。所得割額の算定は収入金額から必要経費を差し引いた所得金額を基礎にして算定することになっています。つまり、税額によって算定するのではないため、住民税が増えたとしても国保税については影響が出ないものと考えています。

また、介護保険料及び保育料についてですが、これは住民税が課税世帯であるか非課税世帯であるかによって決定されます。このため、住民税が増額になっても非課税世帯から課税世帯に変更になることがないため、介護保険料や保育料についても影響が出ないものと考えています。つまり、国保税や介護保険料及び保育料については、住民税の増額によって算定、決定されるものでないため、税源移譲による住民税率の変更により、税額が変わっても影響が出ないと考えています。

2番目のご質問の負担増への認識はどのことでもありますけれども、今回の税源移譲は、地方のことは地方でという国の方針のもとで、地方分権を積極的に進めていく三位一体改革によるものであります。国税から地方税へ、税そのも

ののかたちで3兆円が税源移譲されることになっています。この税源移譲により、有田川町においても先ほどの試算で2億円の町民税が増えると見ています。有田川町が自主性を発揮し、町民にとってより身近でよりよい行政サービスが効率的に行えるよう、今後も無駄を省き、効率的に諸事業に取り組んでいかなければならないと考えています。

ただ、今回の税源移譲につきましては、議員各位も十二分にご承知をいただきたいのは、確かに今度の税源移譲によって、まあ試算によりますと約2億4,000万所得税も増えて、増えることは増えますけれども、その分、現在、今のところ100%、これは地方交付税でカットされるという通達がまいっております。

それから、6月8日、9日の暴風雨、雹による農作物への被害対策と国道424修理川地内の土石流対策でありますけれども。

この前、楠部議員さんにもご答弁させていただきましたところ、被害といたしましては、かんきつ類500ヘクタール、約7,000トン、被害金額7億9,000万円。それから野菜については22ヘクタール、160トン、減収量としては、予想では4,800万円が減収になると推定をされております。このことについては、本当にこう予期せぬ雹と雷雨ということで、被害を受けられた農家の皆さま方には改めて心からお見舞いを申し上げたいと思います。

この対策については、いろんな議員にいろんなご提案もいただきました。今後これも参考に、やっぱり農家の、まあ防除についてはいち早く農協と連携して指示を出させていただきますして、ほとんどの農家はその雹後の農薬散布は終わったと聞いています。まあほいで、共済についても、金屋地区60%、吉備地区約30%しか加入されてないということですので、これもあわせて、この方向でもですね、もう少し共済の方の加入率も上がるように指導しながら、今後いろんな方面で対策をとっていきたいと思っています。

それから、424の土石流の問題でありますけれども、これは非常に人家の近くで起こっているのでも早く対策をせよということでございます。議員の言われるとおり、人家の近くで起こっており、日々において2戸の家屋、これも幸いなことに住んでいる人家と違いましたけれども、泥水が流入しています。応急対策を行い、国道424については、地元の消防団にも多大な協力をいただきながら土砂を取り除いて、もうその日のうちに通行止めを解除し、埋まった谷川でもですね、埋まった分だけはいち早く取り除けております。今後においても、大雨は、特にその地区は危険な箇所と聞いておりますので、今後その対策を早急にですね、県と協議をしていきたいと思っています。

それから急傾斜対策について、町内にはいろんな急傾斜地域があることも存じております。特に、議員ご指摘の中原地区、下湯川地区の対策を早くという

ことでありますけれども、急傾斜の対策が求められている箇所が非常に多い中で、国や県に対策を求めながら、町独自の対策を、ということでもありますけれども、まとめてお答えをさせていただきたいと思っております。

中原・下湯川地区につきましては、県営の治山事業を実施することにより、この2カ所については、本年度することになっています。ご指摘のとおり、山間部が大部分を占めるわが町の現況の中で急傾斜対策の必要箇所がたいへん多く、今年度においても、地すべり対策事業、砂防事業、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業等を実施することになっています。今のところ町独自の対策は非常にこう難しく、町独自の考えというのはありませんけれども、応急対策だけは検討させていただきたいと思っております。

それともう1つ、コミュニティーバスの試行運転から正式な運行について、1つ目は試行運転の結果から見えてきた成果と課題はどうかというのと、2つ目、各路線がさらに充実した運行になるよう、増便や利便性の追求はどうかということでございます。まとめてお答えをしたいと思います。

平成18年7月から吉備地域1路線、金屋地域4路線の5路線で試行運転を開始させていただきました。金屋地域3路線、彦ヶ瀬、生石、谷方面についてはコンスタントに利用者があり、地域住民の移動手段として成果があると思っております。しかし、吉備地域1路線田角方面と、金屋地域1路線釜中方面については、ほとんど利用者がいない状態です。この2つの路線については、今年2月に開催した有田川地域交通会議で利用状況が変わらない場合、7月から休止もやむを得ないと協議をいただいております。なお、この状況については、それぞれの関係区長さんに報告し、ご理解を得ているところであります。

今年4月からは、清水地域で運行していた福祉バスをコミュニティーバスとして運行しています。まだ2カ月間の利用実績ですけれども、4月が273人、5月が240人となっています。これは、福祉バスとして運行していたときに比べ約2倍近い利用者数となっています。原因としては、年齢制限がなくなったこと、医療機関だけでなく行政機関や買い物等にも利用していただいていること等が、よい結果をもたらしたと思っております。今後も、難しい点もあると思っておりますが、乗り継ぎの路線バスとの時刻の関係など、利用者ができるだけ便利に使っていただけるよう、利便性が向上するように取り組んでいきたいと思っております。

それから2番目の、道路整備の進捗状況と側溝対策ということでもありますけれども、まとめてお答えをさせていただきたいと思っております。

市場バイパスは、議員さんもお存じのとおり、糸野市場区間について工事を実施していますが、その地点から先の区域については、県と協議をしています。

が、今のところ見通しが立っていません。町道までの供用についても同様ですけれども、今後、県と協議を行い、事業が推進できるように努力をしていきたいと思えます。また、ある程度の区間ができれば、一部供用開始も県に今後お願いをしていきたいと思っています。とにかく、この市場バイパスというのは、424、480号をつなぐ非常に重要なバイパスでありますので、町もできるだけ県に協力して、一日でも早く全線が開通の見込みが立てるように努力をしていきたいと思っています。

それから、町道中井原中央線について、これは工事が中断している中央農道のことだと思えますけれども、残りの工事区間については、関係者の方々にご理解が得られるように取り組んでいきたいと思っています。せっかくあそこまで立派な道が両方からついてきて真ん中が寸断されているのは、非常に残念なことと思えますので、できるだけ残りの地権者の方にご協力をいただいて、一日でも早く開通するように努力をしたいと思えます。

それから、町道松原川口線についてでありますけれども、これは今、県と協議をしていますけれども、全く見通しのめどが立っていません。国道424号、国道480号を結ぶ重要な路線でありますので、今後、県と引き続き協議をしていきたいと思えます。これももう町道でありますけれども、この道のつきたいきさつには、ここ2年前まで県代行という制度がありまして、それを使って両方から進めてまいりました。ところが、17年度から県代行がもう取りやめということで行き詰っています。この道を開通させるには、トンネルを含めて、そんなにまあ要らないと思えますけれども、約30億ぐらいかかると試算されています。やっぱり、これも町単ではどうしてもできない金額でありますので、今までせっかく県も重要だと思っけて県代行でここまでつけた道でありますので、今後、県に強くこれも働きかけていきたいと思っています。

それから、町道歎喜寺松原修理川線についてでありますけれども、これも先日、地域の区長さん初め多くの方々から要望をいただいています。

ほいで、増谷さんにお聞きしたいんですけども、これ町道であります。町道の拡張というのは、原則、土地代は無償提供ということになっておりまして、これ、なぜこんなことを聞くかといいますと、ちょうど僕も現場はよく知っています。用地さえ提供してくれれば、そんなに高くつく道ではないので、継続的にでもやれるかなという考えを持っています。ただ、用地を取得していくということになれば、とても町単独ではやっていけませんので、辺地債とかいろんな起債を使いながらですね、やらなければいけないということで、若干、手法がかわってくるのかなという考えをもっていますので、その点だけちょっと後で、お聞きをさせていただきました。

それから、町道塔の峯線と明恵峡温泉の第2駐車場付近の側溝改修について、



対応できる対策を、というご質問でありますけれども、ここもですね、一回現地を見させていただいて、どういう状況になっているのか見させていただいて、検討をさせていただきたいと思います。

○議長（亀井次男）

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。再度お伺いをさせていただきます。

まず、最初の質問の長計とまちづくり計画との関係にかかわってであります。今の答弁では変更なく進めていくということでありましたけれども、3月議会の答弁では、入っていくのは合併で決めたまちづくり計画の60%ぐらいだと答弁をされてるんですよ。それとの整合性が出てくるんでね、40%はじゃあどうなるのよということになってくるので、本当に変更なくいくのであればいいんだけど。でも中には、事業内容を見て精査しなければならない傾向のやつもあるかもしれませんけれども、やはり、そのへんは住民に説明してきた限りはね、きちっとしておくべきだと思うんです。そういう意味で早く明らかにしていただいてね、やっぱり地域審議会へはかけますよという答弁はいただきましたけれども、一定何らかの形でね、計画ができるまでにね、何らかの形で住民にも知らせる必要があるんじゃないかなというふうに、私は思うんですけどね。——でないと、心配するわけです。その点ね、明確にさせていただきたいなというふうに思います。

それから、住民税の問題にかかわってなんですけども。

最初にお伺いしたいのは、国保税や介護保険料、保育料には影響は基本的にはないだろうという答弁だったと思いますけども、私が心配するのは、特に介護保険料の関係なんです。例えばですね、夫婦で非課税世帯ありますよね、こういう方々というのは今後の住民税の関係でですね、介護保険のその段階が上がってくるんですよ。お父さんの場合、例えば、2段階であれば3段階に上がるんですね。で、奥さんの場合だと1段階から2段階に上がると。で、段階が上がったら保険料かわってきますよね。そういうところを心配しているわけなんです。だから、そういうことを想定して国は激変緩和措置ということで設けられていると思うんですけども、仮にそれが適用されたとしても3年間の期限ですから元へ戻ってしまうと。だから、その後を心配するわけです。そういうことを指摘しておきたいと思います。

税が増えたということにかかわって、私はもういくつかの提案をしたいのですが。納税通知と合わせてこういうのが一緒に入っていたり、政府のホームページ見ましてもね、住民税と所得税の関係でいいますと、差し引きしたら増税になりませんと宣伝していますね。その下に小さく、ただし定率減税の関

係ではそうじゃないと、一言入ってるんです。詐欺みたいな話だと思うんですけどね。その関係なんですけども、差し引き増税になりませんよと言いますけども、例えばですね、変わらないという場合はですね、昨年と今年の所得が変わらない場合という前提になっているんです。所得税は今年の所得で計算されます。住民税は前年の所得で計算されます。今年、例えば大幅に所得が減少した人の場合、税源移譲による所得税の減税部分は少なくなってきます。一方、住民税は、前年の所得を基にして計算されるために、税源移譲による増加額はより大きくなってくるんです。そのために、所得税と住民税を合わせて差し引きますと増税になってくるんです。

どういふ場合になってくるかと言いますと、リストラによる失業や賃金カットされた労働者、仕事が減った派遣社員やフリーター、今年から年金生活になった高齢者や育児休業に入った労働者は、昨年の所得に対し、今年の所得が大幅に減少しますから、こうした場合には、税源移譲だけでもほとんどの場合増税になってきます。このことを指摘したら、国会の質問の中でも政府自身が、最大9万7500円の増税になると認めているんですよ。だから、決してそうじゃないということを明らかにしておきたいと思います。

そこで伺いたいのは、まず第1点目として、06年度の地方税法改正で収入が激減した人の一部を救済するための経過措置が盛り込まれました。税務課長ご存知だと思いますが、07年度の収入が、所得税の課税最低限以下にまで、いわゆる07年度所得がゼロになった場合、そういう人を対象に、07年度の住民税額を改正前の税率で計算した額まで減額できるとなっています。ただし、この措置を受けるには、来年の7月1日から31日の間に納税者本人から町への申告が必要だと、ただし書きになっています。ですから、こういうことがありますよというのを、やっぱり周知徹底していくべきだと、これが第1点です。

第2点目、今年の収入が昨年と比べ大幅に減少したものの、今年の所得税がゼロにならない人は、地方税法の経過措置の対象外になってきます。この方々の救済措置の検討があるんじゃないかと思うんですが。例えば、勤労所得者が退職又は怪我とか病気による休廃業などにより所得が減少した場合、前年所得、仮にですよ、合計所得金額400万円に設定して、それ以下ということで、その減少割合に基づいて、住民税額を例えば3割か4割かそれぐらいから全額まで免除する制度をつくったらどうか。このことは、町税条例の51条の町民税の減免の第1項の関係、第2号との関係で別につくらなあかんのかどうかもあるんですけども、いけないのかどうか。そのへん別途規定を設けなければならないのかどうか出てくるんですが、ぜひね、検討を求めたいと思うんですが、いかがでしょうか。

3つ目に、実施されていけばいいのですけども、私確認してないので申しわけないのですが。高校の授業料が減額されている世帯も、基準の所得割にひっかかって結局減免からはずれるケースが出てくるんです。前年並みに減免を続けるためには、基準の所得割額を引き上げることが、対策をとろうと思えばね、必要になってくるんです。ですから、県への、もしやっていたらもうそれでいいんですが、やっていなければ県へ要請していただきたい、これが3点目。

4つ目に、障害者や寡婦<sup>かふ</sup>については、所得125万円という非課税限度額は残っていますから、障害者手帳を持っていなくても、「それに準ずる」と町長が認定していただければ、税法上は障害者として扱われます。特に、介護保険の認定を受けているお年寄りの方は、そうなりますと障害者控除を受けられることになってくるんです。ですから、そういうことを町長はしていただいて、図っていただきたいということです。

5つ目に、結局その町長さん言われました税源移譲の関係で、増税分と税収増が2億数千万あったとしても、結局、国のやり方でいうと、自治体のものにならないと、交付税で減らされるから。まさにね、こういう点をいいますと、何のための税源移譲かと言わざるを得ないので、ぜひね、政府に対してこういうことはするなというふうに働きかけるべきだと思いますが、全国の町村会が今ほんまにこういうことを怒っているわけですね。だから決起大会しているわけですから、あわせて言っていただきたいというふうに思います。

ええと、もう1回整理して言わなくていいですかね。

だいたい今言ったことがわかりましたか。

それから、被害対策は、ぜひね、私が提案したことを検討していただきたいと思います。

とりあえず、そのことでご答弁いただけますか。

——それはまた後で聞きますので。

○議長（亀井次男）

企画財政課長、山崎君。

○企画財政課長（山崎正行）

少し補足させていただきます。

長期総合計画の計画構成は、以前にもご説明させていただいたかと思いますが、基本構想、それから基本計画、それから実施計画で構成をなしております。もちろん旧町の長期総合計画を引き継いで、新町まちづくり計画を策定しております。それは以前にも。そこから第1次の有田川町の長期総合計画を今策定中でございます。その中で、町長も申し上げましたが、基本的な理念、方針、そしてプロジェクト、いわゆる4つのリーディングプロジェクトを引き継いでですね、今、策定をいたしております。それで先ほど、先日も中間報告といた

しまして、基本構想、序論基本構想ができ上がっております。今から基本計画を作成しながら、8月末までに完成を目指しております。そして、9月に答申を受けて、議会の方へ承認をいただくという日程になっておりまして、今のところ、そういう新町まちづくり計画から長期総合計画への移りかわり、それに対して何ら今のところ変更もございません。

以上でございます。

——先ほど、何か変更あった場合は、住民説明のどうこうというご質問ですが、実施計画ととらえていいんでしょうかね。実施計画は、以前も申し上げましたが、3カ年のローリング方式で決定していきます。そのときに事業名なり、事業量、そして施行年度、それから予算、そういうのがはりついてまいります。それは今後の作業に入っております。ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（亀井次男）

税務課長、赤井君。

○税務課長（赤井康彦）

増谷議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、平成18年中、19年中の所得の変動による経過措置ということですが、先ほど増谷さんが言われたとおりであります。繰り返すことになるかと思いますが、説明させていただきます。

税源移譲は、所得税、これはまあ国税になるんですけども、これについては平成19年中の所得から適用されます。また、住民税は平成19年度課税となり、これは平成18年中の所得で計算され適用されることとなります。つまり、所得の対象年は1年ずれていることとなります。したがって、平成18年中に所得があった人で平成19年中の所得が変わらない人につきましては、平成19年度の住民税が増額されまして、19年分の所得税、これは国税ですが、これが減額されるために基本的には負担の増減はありません。しかし、19年中の所得が大きく下がりましたので所得税がかからなくなってしまった場合、この場合については、住民税だけが増額されて、所得税で差し引きができなくなってしまいます。これが税負担が増えることとなります。

このような18年中の所得と19年中の所得との変動に伴う増減、負担増、これを調整するために、一定の要件を満たす者については、平成19年分の住民税を税源移譲前の水準まで減額する経過措置が設けられております。この措置については、平成19年度住民税にのみ適用されることとなります。この対象者としては、先ほど申されましたとおり、平成20年7月1日から7月31日までに町へ申告することによって適用されることになっております。経過措置については、以上です。

それから、減少割合にある町民税の減額ということになるんですけども、この件につきましては、有田川町税条例で町民税の減額ということ、第51条になるんですけども、減免する項目になっております。ここにつきましては、まず生活保護法の規定による保護を受ける者、それから当該年において所得が皆無になったため生活が著しく困難となった者については減額すると、こういうふうに定められております。

(「もう1個あるでしょ。もう1個あるでしょ」と増谷議員、呼ぶ。)

○税務課長(赤井康彦)

それから、学生及び生徒というふうになっております。

もう1つ、民法第34条の公益法人ということになっております。これに照らし合わせて該当する者については、減免……

(「町長の定めによるっていうのがあるでしょ。町長が認めた場合……」と増谷議員呼ぶ)

○税務課長(赤井康彦)

それが減免の措置であります。

それからもう1つ、障害者控除ということになるんですけども、これは税の方からいいますと、一応、手帳、障害者手帳とかを持った者については障害者の控除ができることになっております。それ以外に精神や身体に障害のある年齢65歳以上の人、その者が障害者に準ずると市町村長の認定を受けている者については、障害者控除ができることになっております。ですから、介護保険法の要介護または要支援を受けた方であっても、所得税法上の障害控除を受けるためには、町長の障害者控除認定書等の交付を受ける必要があります。もしそれらが添付されれば、税の方の控除ができるかと思えます。

以上です。

○議長(亀井次男)

福祉課長、東君。

○福祉課長(東敏雄)

お答えします。

まず、介護保険の保険料なんですけども、平成19年度の介護保険の保険料は、18年度の町民税によって仮算定しておりました、7月において19年度の保険料が見直されることとなります。

それから、激変緩和のことだったと思うんですけども。今回激変緩和によって1から4になる人が1人、それから、2から4になる人が110人、3から4になる人が66人、2から5になる人が14人、3から5になる人が405人、4から5になる人が497人おられます。4のままの方、要するに基準額の3,100円の方が2,579人おられます。で、その方は、激変緩和によ

って3年間で徐々に上がってくるということになります。

それから、障害者控除の件なんですけども、ちょっとまあ踏まえる、踏まえるというか何してほしいんですけども、介護保険に基づく要介護認定は、障害や機能の状況を直接判断するものでなく、介護サービスをどれだけ提供するかということの判定のために、介護の手間のかかり具合を判断するのものです。

また一方、障害者福祉法に基づく障害認定というのは、永続するというんですか、続く機能障害の程度と機能障害による日常生活活動の制限の度合いに基づいて判定されるものであると思っております。

まあほいで、要介護認定と障害認定は必ずしも一致ということにはならないのではないかと思いますけども、今現在、障害者手帳を交付をされている方が身体で1, 537人。

○議長（亀井次男）

課長、影響しないかという質問に対しての答弁を。

○福祉課長（東 敏雄）

はい。影響は出ないと、住民税の非課税か課税かによって違いますので、それによって判定されていますので、影響は出ません。

町長が認定する障害者控除の認定については、今現在、担当課で、今、僕の課で協議調整中です。

（「その調整というのは、どういう方向での調整ですか」と増谷議員、呼ぶ）

○福祉課長（東 敏雄）

まあ、認定度によるのか、どのくらいまでのハードルでおさえるのかとか、どのくらいの人を障害の普通障害、非該当、特別障害のランクにするのかを今検討中です。

○議長（亀井次男）

町長ができるというものが、どういう項目があるのか、ないのかだけ答弁を。

（「だから、障害者控除を受けられる方向での検討中ということですね」と増谷議員、呼ぶ）

○福祉課長（東 敏雄）

そういうことです。

○議長（亀井次男）

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

高校の授業料の関係は、こちらではわかりませんかね。

（「ちょっと聞いておりません」と教育長、呼ぶ）

○議長（亀井次男）

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

今、増税の問題で、こういう恩恵を受けられるという制度をね、やっぱり知らない方もやっぱりあるんでね、こういう場合受けられますよということをやっぴり知らせる必要があると思うんでね、その周知徹底、ぜひ求めておきたいというふうに思います。

これから心配されてくる問題は、長計でつくって建設計画が具体的に進んでいく、当面は3カ年の実施計画でやっていくということなんですけども。

この間通りました財政健全化法、これが通りましたら、連結決算になって、ちょっと事業ただけでも赤字へ組み込まれて、是正しなさいという方向になってきますから、そうなりますと、毎年毎年、こういうふうに「週間エコノミスト」にです、全国の悪い自治体をランキングで載せられることが、国によってこういうことがされてくるんです。だから大変なことになるのでね、そういうことを見極めて、やっていかなあかんということになります。そういう中で何をしていかなければならないかということ、やっぱり長計で一番要望の高かった子育て支援や福祉対策ね、農林業の振興に重点を当てて、ソフト面でどう地元の住民の方々が生活しやすいまちづくりをするかということをね、やっぱり追求していただくことを求めて、私の質問といたします。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

議員おっしゃるとおり、非常に厳しい方向になってきました。当有田川町もですね、おっしゃるとおり、あんまり建設事業一気にやると、たちまち待たなしに、そういう方向に進んでいかざるを得ないということで、これはもう十二分に認識しています。今後、そういうことにならないように十二分に気をつけながら運営をしていきたいと思っております。

○議長（亀井次男）

以上で、増谷憲君の一般質問を終わります。

以上で、今期一般質問の通告をいただいております一般質問をすべて終わりました。

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 14時10分

再開 14時18分

~~~~~

…………… 日程第2 追加日程について ……………

○議長（亀井次男）

再開いたします。

日程第2、追加議案についてを行います。

お諮りします。

町長から9件の追加議案が提出されております。

これを日程に追加し、お手元に配布の日程表のとおり、追加日程第1から追加日程第9として議題にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、追加議案9件を、追加日程第1から追加日程第9として議題とすることに決定しました。

お諮りします。

この際、追加日程第1から追加日程第9までの議案9件を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1から追加日程第9までの議案9件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

それでは、ただいま追加上程されました議案第73号から議案第81号までの9議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと思います。

議案第73号は、財産の取得についてであります。

平成18年度繰越事業、有田川町消防本部・消防ポンプ車の購入について、平成19年6月14日、6業者を指名し、競争入札に付したところ、大阪市生野区小路東五丁目5番20号、株式会社モリタ大阪支店、支店長平田隆吉氏が2,841万1,360円で落札いたしましたので、物品売買契約を締結するにあたり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第74号は、財産の取得についてであります。

平成18年度繰越事業、有田川町消防団金屋支団吉田班の消防ポンプ車購入について、平成19年6月14日、8業者を指名し、競争入札に付したところ、



大阪市生野区小路東五丁目5番20号、株式会社モリタ大阪支店、支店長平田隆吉氏が1,163万2,360円で落札いたしましたので、物品売買契約を締結するにあたり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第75号は、財産の取得についてであります。

平成18年度繰越事業、消防用小型動力ポンプ軽積載車及び消防用小型動力ポンプ等の購入について、平成19年6月14日、4業者を指名し、競争入札に付したところ、和歌山市蔵小路16、有限会社和歌山防火協会、代表取締役原田一之氏が2,898万円で落札いたしましたので、物品売買契約を締結するにあたり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第76号は、財産の取得についてであります。

平成19年度有田川町有料指定ごみ袋の購入について、平成19年6月18日、8業者を指名し、競争入札に付したところ、和歌山市西浜1267-10 有限会社 サンエイ、代表取締役竹内士郎氏が1,593万9,315円で落札いたしましたので、物品購入契約を締結するにあたり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第77号は、平成19年度簡水2-1号、吉原地区簡易水道施設整備工事の請負契約についてであります。

平成19年度簡水2-1号、吉原地区簡易水道施設整備工事、修理川・松原・吉原地内を施工するため、平成19年6月14日、9業者を指名し、競争入札に付したところ、和歌山市西汀丁26番地、株式会社ピーエス三菱、和歌山営業所所長市橋耕二氏が1億5,865万5,000円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するにあたり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第78号は、平成19年度公下第6号、一ツ松工区管渠布設工事第7工区の請負契約についてであります。

平成19年度公下第6号、一ツ松工区管渠布設工事第7工区、下津野地内を施工するため、平成19年6月14日、9業者を指名し、競争入札に付したところ、有田郡有田川町大字庄860-13、株式会社丸庄組、代表取締役小堀猛氏が5,575万5,000円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するにあたり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第79号は、平成19年度金屋中学校地震補強・大規模改造工事の請負契約についてであります。

平成19年度金屋中学校地震補強・大規模改造工事、中井原地内を施工するため、平成19年6月18日、12業者を指名し、競争入札に付したところ、有田郡有田川町大字川口5-3、株式会社清建設、山本紹雄氏が2億2,785万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するにあたり、議会の同

意をお願いするものであります。

議案第80号は、平成19年度 金屋中学校地震補強・大規模改造、電気設備工事の請負契約についてであります。

平成19年度金屋中学校地震補強・大規模改造電気設備工事、中井原地内を施工するため、平成19年6月18日、6業者を指名し、競争入札に付したところ、和歌山市十二番丁30番地、住友電設株式会社和歌山支店、支店長前田幸夫氏が5,582万8,500円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するにあたり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第81号は、平成19年度金屋中学校地震補強・大規模改造、機械設備工事の請負契約についてであります。

平成19年度金屋中学校地震補強・大規模改造機械設備工事、中井原地内を施工するため、平成19年6月18日、6業者を指名し、競争入札に付したところ、和歌山市広瀬通り丁2丁目30番地、株式会社富士商会、代表取締役藤田雅也氏が6,048万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するにあたり、議会の同意をお願いするものであります。

以上で、追加議案に対する私の説明を終わります。

何とぞ、ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（亀井次男）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明ありませんか。

——ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩中に全員協議会を開きますので、よろしくお願ひします。

~~~~~

休憩 14時27分

再開 15時12分

~~~~~

○議長（亀井次男）

再開いたします。

お諮りします。

追加日程第1、議案第73号から追加日程第9、議案第81号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議ないようでございますので、本日の会議は、これで延会にいたしたいと

思います。

なお、次回の本会議は、6月26日、火曜日、午後1時から再開いたします。  
ご苦労様でした。

~~~~~

延会 15時13分

